

第八十一回 帝國議會

## 日本證券取引所法案外四件委員會議錄(速記)第十一回

昭和十八年二月十八日(木曜日)午後一時三十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 山本 厚三君

理事古田 喜三太君

理事山田 順策君

理事吉田 敬太郎君

理事渡邊 善十郎君

小笠原 三九郎君

小田 彦太郎君

奥野 小四郎君

篠原 陸朗君

田中 藤作君

鶴 惣市君

中井 一夫君

永野 護君

廣野 規矩太郎君

三木 與吉郎君

吉川 大介君

加藤 鯛一君

渡邊 泰邦君

司法大臣 岩村 通世君

大藏大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員左ノ如シ

法務局長官 森山 銳一君

○山本委員長 清算市場設置ノ場所ハ今後ソレヽノ手續ヲ經テ決定スペキ問題デ

アリマスガ、只今ノ所東京及ビ大阪ニ清算

マス、御指摘ノ本案ノ罰則規定ノ刑罰ニ付

キマシテハ、其ノ罪質ニ鑑ミ必ズシモ其ノ

罪輕シト即断スルコトモ出来ナイト存ジマ

ス、併シナガラ廣ク經濟統制違反事件ニ對

スル現行各種ノ法令ノ刑罰ガ區々ニナツテ居リマシテ、其ノ間トモスレバ權衡ヲ失ス

ルモノモ確カニアルト存ズルノアリマス、

外貨債處理法案(政府提出)  
爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法案(政府提出)

○山本委員長 是ヨリ開會致シマス、此ノメヲ致シタイ點ガアリマス、即チ政府ハ清算

考ヘデアリマスカ

○賀屋國務大臣 清算市場設置ノ場所ハ今

後ソレヽノ手續ヲ經テ決定スペキ問題デ

アリマスガ、只今ノ所東京及ビ大阪ニ清算

マス、御指摘ノ本案ノ罰則規定ノ刑罰ニ付

キマシテハ、其ノ罪質ニ鑑ミ必ズシモ其ノ

罪輕シト即断スルコトモ出来ナイト存ジマ

ス、併シナガラ廣ク經濟統制違反事件ニ對

スル現行各種ノ法令ノ刑罰ガ區々ニナツテ居リマシテ、其ノ間トモスレバ權衡ヲ失ス

ルモノモ確カニアルト存ズルノアリマス、

ソレハ各種ノ法令ソレヽノ性質ヤ其ノ成

立ノ事情ノ異ツテ居リマスル關係モアリマ

シテ、一應ハ已ムヲ得ナイコトデモアリマ

スルガ、斯クノ如キ不權衡ノ存スルコトヘ、

決シテ法律生活ノ安固ヲ期スル所以デハナ

ク、國民ニ疑惑ヲ生ゼシメルコトモアリ得

ベキヤニ考ヘルノデアリマス、仍ニ政府ニ

於テハ右ノ調査ヲ圖ル爲メ、特ニ司法省ニ

ガ適當ト認メラレル場合ニ於キマシテハ、

ガアリマシテ、他ニ清算市場ヲ設置スルノ

其ノ設置ニ付キマシテ考慮ヲ致スコトハ勿

○山本委員長 次ニ司法大臣ニ御尋ネラ致シタイト思ヒマス、過日來問題トナツテ居ル本案ノ罰則規定ハ著シク輕キノ憾ミガアリマス、或ハ他種ノ刑罰トノ關係モアルカモ知レマセヌケレドモ、之ニ對スル政府ノ御所見ハ如何デアリマスカ

○岩村國務大臣 只今ノ御尋ネノ點ニ對シマシテ、政府ヲ代表致シマシテ御答ヘ申上ゲマス、御指摘ノ本案ノ罰則規定ノ刑罰ニ付考ヘデアリマスカ

○岩村國務大臣 只今御尋ネノ點ニ對シマシテ、政府ヲ代表致シマシテ御答ヘ申上ゲマス、御指摘ノ本案ノ罰則規定ノ刑罰ニ付考ヘデアリマスカ

○山本委員長 只今ノ御答辯ニ依ツテ政府ノ御方針ガ分リマシタガ、其ノ調査ニハ貴衆兩院議員ヲモ含マレル御考ヘデアリマスカ、如何デスカ

○岩村國務大臣 御答ヘ致シマス、貴衆兩院議員ノ方々ニモ必ズ御參加ヲ願フ積リデゴザイマス

○山本委員長 其ノ調査ハ出來ルダケ急速ヲ要スルト思ヒマスルガ、其ノ結果ニ基イテ之ヲ次期議會ニ改正法律案トシテ提案セラル御積リデアルカ、如何デス

○山本委員長 御答ヘヲ致シマス、出來ルダケ早ク成案ヲ得マシテ來議會ニ改正法律案ヲ提出ノ運ビト致シタイト存ジマ

○山本委員長 政府ノ御方針ハ能ク分リマシタガ、只今ノ司法大臣ノ御答辯ハ其ノ御言葉ノ中ニモアリマシタ如クニ、政府ヲ代表シテトアリマシタ、事重大ナ問題デアリマスルカラ勿論一司法大臣ノ御答辯ニアラズシテ、國務大臣トシテ政府代表ノ御答辯ト承知ヲ致シテ置キマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○岩村國務大臣 左様ナ考ヘデ申上ゲタノ

付託議案

日本證券取引所法案(政府提出)(第三八八號)市街地信用組合法案(政府提出)(第三十九號)外貨債處理法案(政府提出)(第四〇號)爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法案(政府提出)(第四一號)特殊財產資金特別會計法案(政府提出)(第四二號)

(一七三)

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
日本證券取引所法案(政府提出)  
市街地信用組合法案(政府提出)

○山本委員長 ソレカラ是ハ大藏大臣ニ御尋ネスルノデアリマスルガ、本法案第十九條ノ命令ヲ以テ定ムル者ト云フ中ニハ、當該官吏ヲ含マシムル御積リデアルカ、如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 大體七十九條ノ有價證券取引委員會ノ會長、委員、幹事ヲ豫定シテ居リマス、其ノ中ニハ當然關係官吏モ入ルノデアリマスルガ、要スレバ當該官吏ヲ規定中ニ入レルコトニ致シタイト存ジマス

○山本委員長 是ニテ質問ヘ終了致シマシタ、是ヨリ討論ニ入りマス、先づ最初ニ日本證券取引所法案ヲ議題ニ供シマス——吉田君

○吉田(敬)委員 今回政府ノ提案セラレマシタ日本證券取引所法案ナルモノハ、其ノ提案ノ理由ニ明示セラレテアリマスルガ如ク、經濟的決戰態勢ノ一翼ト致シマシテ、國家目的ニ即應セル證券取引所機構ヲ確立シ、以テ大東亞戰爭完遂ニ寄與セラレントスルモノデアリマシテ、立法ノ根本的趣旨ニ於キマシテ、又法案自體ノ構成ニ於キマシテモ、罰則ノ一部ヲ除キマシテハ、洵ニ當然且ツ時宜ニ適シタル提案デアリマシテ、衷心ヨリ贊意ヲ表スル者デアリマス、但シ本案ハ其ノ骨格ヲ表示シ、大綱ノミヲ規定スルニ止マツテ居リマシテ、其ノ血トナリ、肉トナルベキ内容實體等ハ擧ゲテ之ヲ勅令又ハ命令等ニ俟ツコトニナツテ居リマスノデ、萬一其ノ運用ノ面ニ於キマシテ適性ヲ缺ク如キコトガアリマスレバ、却テ折角ノ立法ノ御趣旨ニ反シ、政府ノ所期セラレマシタ目的ヲ沒却スルガ如キ結果ヲ招來シ易イノデアリマス、即チ本法案ガ劃期的大改革デアリマスル程、其ノ一般經濟界

ニ及ボス影響モ廣汎且ツ深甚ナルモノガアリマスノデ、此ノ案ノ持ツ重大性ニ鑑ミ、以下二、三ノ點ニ付キマシテ、特ニ政府ノ御方針ヲ信賴致シマシテ、此ノ修正案ノ御趣旨ニ付キマシテ、一應修正ノ意見ハ撤回致意ヲ喚起シ、熟慮ヲ要望シ、以テ立法ノ目的實現ニ萬遺憾ナキヲ期待スル次第デアリマス、例ヘバ證券取引所ノ設置場所ノ選定、取引方法、賣買方法ノ内容等ヘ、其ノ選定ノ適否如何ニ依リ、直チニ以テ本法案ノ成敗ヲ決スルト申シマシテモ敢テ過言デハナイノデアリマス、然ルニ遺憾ナガラ委員會ニ於ケル是等ノ諸點ニ對シマスル當局ノ御説明ハ、洵鄭重、御懇切テハアリマシタガ、未ダ以テ全委員ヲシテ十分首肯セシムル程度ニハ至リ得ナカツタノデアリマス、即チ取引市場ノ設置ノ如キハ、少クトモ全國各地區ノ地理的、經濟的特殊性ヤ、將來ノ發展性ヲ考慮スルト共ニ、他面國土計畫トモ睨合セ、敢テ過去ニ泥マズ、現狀ニ捉ヘレズ、廣ク大東亞共榮圈確立ノ將來性ヲモ洞察セラレテ、全國樞要ノ地方ニ適當配置セラルベキモノト確信スルノデアリマスルガ、之ニ對スル當局ノ説明デハ、現在ノ十一箇段ノ御考慮ヲ要スルモノト思ハレル節モアルノデアリマス、最後ニ罰則ノ一部ニ付キマシテハ、先般來吾々ノ此ノ委員會ニ於キマシテ色々アリマス、最後ニ罰則ノ一部ニ付キマシテハ、重、三重ノ嚴格ナル監督法規ヲ把握セラレテ居ルノデアリマスルカラ、此ノ點十分ニ今一段ノ御考慮ヲ要スルモノト思ハレルノデアリマス、最後ニ罰則ノ一部ニ付キマシテハ、修正的希望意見ガアツタノデアリマスガ、是ハ本法施行ノ曉ニ於キマシテ、取引所關係係員ノ持ツ重大ナル國家的責任ニ鑑ミ、當然負荷セラレキ事項デアリマシテ、  
〔異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○山本委員長 異議ナシト認メマシテ原案ノ通り決定致シマシタ  
○古田委員 次ニ市街地信用組合法案外三件ヲ一括議題ニ供シマス——古田君

○古田委員 只今議題トナリマシタル市街地信用組合法案外三件ニ付所見ヲ申上ゲタイト存ジマス、市街地信用組合法案ハ多年要望セル問題デアリマシテ、戰時下一般庶民金融機關ノ重要性ニ鑑ミ國民貯蓄増強ニ一段ノ拍車ヲ加ヘラレタルコトハ洵ニ機宜ニ適シタル處置デアルト存ズルノデゴザイマス、市街地信用組合ハ、都市ニ於ケル中小商工業者及び勤勞者ノ唯一ノ金融機關トシテ中小商工業ノ向上發展ニ協力シ、殊ニ

軍需工業關係ノ資金融通ニ對シテハ、戰力  
増強ノ意味ニ於テ極力援助致シテ居ルノデ  
ゴザイマス、他面又貯蓄獎勵ノ爲ニハ隣組  
及び町内會ト緊密ナル連絡ヲ執リ、全機能  
ヲ發揮シテ零細ナル貯金ヲ集メ、眞ニ涙グ  
マシキ活動ヲ續ケテ居ルノデアリマス、其ノ  
結果、昨年末ニ於テ全國組合數二百八十六  
組合員數ニ於テ五十一年八千餘人、貯金ニ  
於テ實ニ十二億圓ニ達シテ居ルノデアリマ  
シテ、其ノ大部分ハ國策ニ順應シテ、公債  
消化ニ極力協力致シテ居ルノデゴザイマ  
ス、從來ハ農林、大藏兩省ノ共管ノ爲ニ、  
常ニ差別待遇ヲ受ケテ居ツタノデアリマ  
ス、即チ其ノ一例ヲ申セバ、銀行信託等ハ  
支店新築開業ハ許可サレテ居ルニモ拘ラズ、  
之ニ反シ市街地信用組合ハ事務所ノ狹隘  
ヲ告グルモ、是ガ改築サヘ許サレズ、又  
地域的ノ制限、子會社ヘノ金融制限等、消  
極的指導ノ下ニ遺憾ノ點ガアツタノデアリ  
マスガ、今回幸ヒニ大藏省ノ專管ニナリ、  
是等障礙ノ大部分ハ除去セラレマシタガ、  
尙ホ一層庶民金融機關タルノ特質ノ機能ヲ  
助長發展スペク、積極的御指導アランコト  
ヲ熱望致ス次第ゴザイマス

次ニ爲替交易調整特別會計法案ハ、交易營  
團ト密接不離ノ關係ニアリマシテ、此ノ運  
營如何ハ直チニ戰力增强ニ重大ナル影響ヲ  
及ボスモノデアリマス、故ニ其ノ執行ニ當  
リマシテハ、交易營團ト能ク協調、敏速果  
敢ニ行動セラレテ、所期ノ目的ヲ達成セラ  
レンコトヲ希望致スモノデアリマス、尙ホ  
外二件ニ付キマシテモ、執行ニ當ツテハ萬  
違算ナキヲ期セラレタイト存ジマス  
以上四件ノ法律案ハ、何レモ原案ニ賛成  
ノ意ヲ表スル次第アリマス

## ○山本委員長

古田君ノ原案賛成ノ意見ニ

御異議アリセマスカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○山本委員長 御異議ナシト認メマス、仍  
テ此ノ四案ハ原案ノ通り可決確定致シマシ  
タ、是ニテ本委員會ニ付託セラレタ議案ハ五  
件トモ原案ノ通り可決確定サレマシタ  
議案ハ何レモ時局下最モ重大ナル法案デアリ  
此ノ際委員長トシテ委員諸君ニ一寸御挨  
拶ヲ申上ゲマス、本委員會ニ付託セラレタ  
皆サンノ非常ニ御熱心ナル御審議ニ依リマ  
シテ、其ノ内容ニ至リマシテモ非常ニ複  
雜ヲ極メテ居ル問題デアリマシテ、其ノ間  
トハ、洵ニ諸君ノ御精勵ノ賜モノトシテ、委  
員長ト致シマシテ厚ク感謝致シマス、此ノ  
際一言御挨拶ヲ申上ゲマス(拍手)是ニテ閉  
會致シマス

午後一時五十四分散會

昭和十八年二月二十日印刷

昭和十八年二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局